

# 緑地公園住宅集会所利用予約案内

町営緑地公園住宅集会所を利用する際に、島本町ふれあいセンターにて予約受付を行っておりますが、その方法について、令和4年4月1日から、受付窓口で直接予約を行う方法に加え、インターネットにより仮予約ができるシステムを導入します。

これに伴い、施設を予約するかたは全て利用者登録が必須となるほか、予約申込期間が変更になる等、施設予約に関する運用を変更しますので、お知らせします。

なお、ロビー及び厨房については付帯設備という扱いとなりますので、ご利用になる際は集会所を予約いただき、付帯設備としてロビーや厨房を使用申請してください。

## 1 開館時間 ◇午前9時～午後9時

※利用時間には、準備・後片付けの時間等が含まれます。

## 2 利用者登録申請

(1) 貸館施設をご利用いただくためには「利用者登録」が必要となります。ふれあいセンターの受付窓口で申請してください。

(注) インターネットでは登録出来ません。

(注) 登録が完了しないと施設予約が出来ません。

(2) 利用者登録には、個人の場合は、本人証明書（運転免許証・パスポート・健康保険証・マイナンバーカード等）、会社等法人の場合は、本人証明書のほか、社員証・名刺等、団体の場合は本人証明書のほか、定款等を持参してください。

(3) 申請書提出後「利用者登録カード」を発行します。

(4) 登録受付時間：午前9時～午後8時

※詳しくはふれあいセンター窓口または電話でお問い合わせください。

## 3 利用登録及び利用上の注意事項

登録及び利用に際しては、次の事項を遵守してください。次のいずれかに違反した場合は、利用者登録を抹消する場合があります。

その他、利用者として不相当と認められる場合及び管理上支障があると認められる場合は利用者登録を抹消します。

(1) 利用者登録カードは、1団体または1個人につき1つとします。

(2) 複数団体で同一目的の部屋等の予約及び利用は出ません。（共同で利用される場合は、いずれかの団体が代表して、予約してください）。

#### 4 予約方法

抽選予約（島本町内在住・在勤・在学者のみ利用可能）と随時予約（抽選予約確定後）の2種類の方法があり、いずれもインターネットもしくは受付窓口で申込できます。

##### (1) 抽選予約

インターネットの場合は、利用者IDとパスワードを入力することで、また、受付窓口の場合は、ふれあいセンター開館中、抽選予約申込が出来ます。

- ・ 抽選予約申込期間は、利用する月の3ヵ月前の21日から月末まで（受付窓口の場合は開館時間中）となります。（例：9月利用の場合6月21日午前9時から申込可能）
- ・ 抽選は、利用する月の2ヵ月前の1日に、コンピューターにより自動的に行われ確定します（例：9月利用の場合、7月1日に確定）。
- ・ 抽選結果は、申込者の登録されたアドレスに電子メールもしくは電話で通知します。

（注）月5枠まで申込可能です。

（注）抽選予約結果通知の翌日から起算して、7営業日中までに本予約（窓口にて使用料の支払い）がなされない場合は自動でキャンセルされます。

##### (2) インターネットによる随時予約（仮予約）

- ・ 利用者IDとパスワードを入力することにより施設仮予約が出来ます。
- ・ 仮予約は、利用する月の2ヵ月前の1日午前6時から先着順に仮予約申込ができます。
- ・ 仮予約申込受付時間・・・メンテナンス日を除き、利用日の前日から起算しての8営業日前までの午前6時～午後9時
- ・ 仮予約の翌日から起算して7営業日中までに本予約（窓口にて使用料の支払い）がなされない場合は自動でキャンセルされます。

##### (3) 受付窓口による随時予約

- ・ 受付時間・・・休館日を除き、午前9時～午後9時
- ・ 随時予約は、利用する月の2ヵ月前の1日午前9時から窓口で、先着順に予約申込ができます。

（注）各月の1日が休館日となるときは、その日以降において、その日に最も近い休館日でない日から予約申込ができます。

#### 5 支払方法

抽選予約及びインターネットによる随時予約（仮予約）の場合は、抽選予約結果通知および仮予約の翌日から起算して7営業日中までにふれあいセンターの受付窓口で、受付窓口による随時予約の場合はその場で「利用者登録カード」を持参の上、窓口で使用料をお

支払ってください。使用料納入の際、利用許可書を交付します。

(注) 使用許可書は、利用当日お持ちいただき、受付窓口にご提示ください。

(注) 使用許可書の交付後、利用日時の変更・取消等を行う場合は、変更・取消申請手続きが必要となります。

## 6 使用料の還付

許可書の交付を受けた方で、施設の使用の変更・取消のための還付手続きを行う場合は、使用許可書及び使用変更・取消申請書を添付し、還付申請書を提出してください。

還付期間および還付額についてはふれあいセンター受付窓口までお問合せください。